

制限外積載

設備外積載  
荷台乗車

許可申請書

記載例

奈良 警察署長 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 奈良市登大路町80番地

申請者 氏名 奈良 太郎

(連絡先) 0742-00-0000

申請者の免許の種類	大型・けん引等	免許証番号	○○○○○○○○○○○○○○		
車両の種類	セミトレーラ等	番号標に表示されている番号	奈良○○○△□□□□		
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量	
	15.00 m	3.00 m	4.00 m	30.000 kg	
運搬品名	変圧器等				
制限を超える 大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量	
	m	0.20 m	m	kg	
制限を超える 積載の方法	前	後	左	右	
	m	m	0.10 m	0.10 m	
設備外積載の場所			荷台に乗せる人員		
運転の期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 から		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで		
	午前・後 ○ 時		午前・後 ○ 時		
運転経路	出発地	経由地	目的地		
	奈良市○○町○○-○○	○○県、○○県	○○県○○市○○町○○番地		
	通行する道路	別紙記載のとおり			

第 号

制限外許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	
----	--

年 月 日

警察署長 印

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、奈良県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として(訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決(決定)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。